

# 日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約 細則

1978年5月4日 第1回総会制定  
2021年8月20日 第56回総会改定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約(以下、「規約」と略称する。)において、別に定めることと規定した事項について定めることを目的とする。

(細則にない事項)

第2条 この細則に定めていない事項で、日本バプテスト連盟全国壮年会連合(以下「全国壮年会」と略称する。)の運営に必要な事項は、規約第8条に定める役員会(以下、「役員会」と略称する。)の決定によるものとする。

2. 前項の役員会の決定について疑義が生じた場合は、総会において裁定するものとする。

## 第2章 事 業

(事 業)

第3条 規約第5条第1項に定める「伝道者養成のための神学校献金(神学生奨学金献金)に関する、連盟理事会より委託を受けた事業」とは、神学校献金(神学生奨学金献金)を推進し、西南学院大学神学部学生奨学金支援のための「奨学金制度」の運営及び東京バプテスト神学校・九州バプテスト神学校奨学金制度のための奨学金送金業務と受給者名簿管理を行うものとする。

2. 神学校献金(神学生奨学金献金)の目標額の設定は、地方連合壮年会等代表者会議の議を経て、総会において決定する。

3. 各地方連合壮年会の会長並びに神学校献金推進委員は、神学校献金(神学生奨学金献金)を推進のために課題を共有し協力する。

## 第3章 総会の構成

(代議員数)

第4条 規約第3条に定める各教会壮年会等は、規約第6条に定める総会に対し、それぞれ3名までの教会員を代議員として派遣することができる。

(傍聴者)

第5条 各教会の壮年会等の会員は、代議員でない場合でも、総会に出席し、傍聴することができる。

2. 前項の傍聴者は、総会において発言することができる。但し、表決権はない。

(総会の開催)

第6条 総会は、これを定期総会と臨時総会に分ける。

2. 定期総会は、年1回開催しなければならない。

3. 役員会は、総会の期日及び開催地を決定し、それを少なくとも期日の60日前に各教会壮年会等に通知しなければならない。ただし自然災害や感染症等、止むを得ない事情があると判断した場合、総会の議事、審議、採決を書面またはWebによって行うことができる。

(代議員の登録)

第7条 前条の通知を受けた各教会壮年会等は代議員として派遣しようとする教会員の氏名を期日の30日前までに通知し、登録をしなければならない。

(総会の成立)

第8条 総会は、出席代議員をもって成立する。

2. 総会の定足数については、特にこれを定めない。

(議案の発議)

第9条 各教会壮年会等及び役員会は、総会に議案を提出することができる。

2. 各教会壮年会等が前項の議案を提出しようとする場合は、総会期日の30日前までにその議案を、役員会に提出しなければならない。

(議案の通知)

第10条 役員会は、教会壮年会等が総会に提出する議案及び役員会が総会に提出する議案を文書にまとめ、これを総会の20日前までに各教会壮年会等に通知しなければならない。

(議案の追加)

第11条 各教会壮年会等及び役員会は、第9条第2項に定める期日以後に議案を提出しようとする場合は、当該議案の提出の可否について総会の議決をえなければならない。

(議事)

第12条 議長は、議案提出者に対して議案の説明を求め、その趣旨が明確にされた後、これを議場における質疑討論に付すものとする。

2. 採決は、特別の定めがある他は、過半数をもってこれを決する。

3. 特に定めのない事項については、日本バプテスト連盟総会議事規定に準じるものとする。

## 第4章 総会の運営

(総会役員)

第13条 総会は、その運営のため次の総会役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 議長  | 1名 |
| (2) 副議長 | 1名 |
| (3) 書記  | 1名 |

(議長の職務)

第14条 議長は、総会を代表し、且、議場の秩序を維持し、議事を円滑に促進することを職務とする。

(副議長の職務)

第15条 副議長は、議長を補佐して議場の秩序を維持し、議事を整理促進することを職務とする。

2. 副議長は、議長の事故ある場合、議長の職務を代行する。

(書記の職務)

第16条 書記は、総会の議事録作成にあたる。

## 第5章 役員

(役員職務)

第17条 規約第7条に基づく役員職務は、規約第8条に基づく職務の他、それぞれ次の通りとする。

- (1) 会長は、全国壮年会を代表し、役員会の議長となり、役員会の業務遂行を監督・指導する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 事務局長は、書記及び会計を統括して本会の活動、運営の業務の遂行にあたる。
- (4) 書記は、役員会の議事録を作成し、及び各教会壮年会等に対し、必要な事務連絡にあたる。
- (5) 会計は、全国壮年会の会計全般にわたる業務にあたる。
- (6) 監査は、全国壮年会の前年度業務活動および会計決算について監査し、その監査結果を総会に報告する。

## 第6章 選挙及び選出

(総会役員選出及び任期)

第18条 第13条に定める総会役員選出は、次の手順による。

- (1) 次期総会の議長は、次々回壮年大会を担当する地方連合壮年会等の中から総会にて選出する。
- (2) 選出された議長の任期は選出した総会終了時から次回定期総会終了時までとする。但し、不測の事態により任期途中でその職務を果たすことができないと認められる場合は、その資格を

喪失し、当該年の総会議場で出席代議員の中から改めて選出する。その場合の任期は、当該総会の終了時までとする。

(3) 総会の議長以外の役員は、総会の冒頭において出席代議員の中より選出する。

(4) 総会は、総会役員の選出にあたり、2期を越えて同一人を選出することはできない。

(役員を選出)

第19条 規約第7条の定めにより、以下の役員選出を総会にて行う。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査 2名

(奨学金委員長の選出)

第20条 奨学金規程第5条第2項の定めにより、奨学金委員長の選出を総会にて行う。

(立候補)

第21条 各教会壮年会等は第23条に定める選挙管理委員会に対し、第19条及び第20条の役員及び委員長の立候補の申請をすることができる。但し、立候補者は選挙日現在で、日本バプテスト連盟の教会・伝道所の教会員となって2年以上経過した者でなければならない。

(選挙)

第22条 選挙は次の手順により行うものとする。

(1) 選挙は、無記名投票により行う。但し、候補者が定数の場合は議長の判断により挙手による採決も可とする。

(2) 選挙は議場の代議員の過半数をもって承認とする。但し、候補者が過半数の投票を得られなかった場合、総会は、得票順により倍数の候補者を選定のうえ、決選投票をしなければならない。同数得票の場合には、繰り返し決選投票を行う。

(選挙管理委員会)

第23条 総会での選挙の円滑化と透明性の向上のために4名の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員は、規約第9条に基づく代表者会議で地方連合壮年会長の中から選出し、委員の互選により委員長を選任し、総会に報告するものとする。

3. 選挙管理委員の任期は代表者会議終了時から2年とし、再任はできないものとする。また、任期中に地方連合会長の任を解かれる等、不測の事態で選挙管理委員としての任務遂行が不可能となった場合、当該地方連合壮年会長を後任とし、次回の代表者会議の席上で確認のうえ、総会に報告するものとする。その場合の任期は前任者の残余期間とする。

4. 選挙管理委員会の職務は、以下の通りとする。

- (1) 選挙公告と公募
- (2) 立候補者の受付、立候補資格の審査
- (3) 総会への立候補者の報告と選挙管理

## 第7章 会 費

(会 費)

第24条 規約第10条第1項に定める会費は、1人当たり年額2000円とする。

(2020年度より適用)

## 第8章 代表者会議

(構成員)

第25条 代表者会議の構成員は、次の通りとする。

- (1) 役員
- (2) 地方連合壮年会等の代表者
- (3) 奨学金委員会の委員長及び委員長が指名した委員
- (4) 総会議長

(5) 役員会が陪席として認めた者

(審議事項)

第25条2 代表者会議は、次の事項を審議決定する。

- (1) 神学校献金（神学生奨学金献金）の目標額の設定
- (2) 総会に提出する議案のうち、前年度の報告関係議案（活動報告、決算、監査報告等）

## 第9章 事 務

(事務局)

第26条 本会の活動及び事業の推進のために、細則第17条に基づき、事務局長の統括の元に事務局を置き、職員若干名を置く。

事務局職員の業務は、別に定める。

(細則の改正)

第27条 この細則を改正しようとする場合は、総会または役員会の発議により、総会において出席代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

1. この細則は1978年1月1日より発効する。
2. この改正細則は1989年7月 4日より発効する。
3. この改正細則は1993年8月28日より発効する。
4. この改正細則は1995年8月25日より発効する。
5. この改正細則は1997年8月29日より発効する。
6. この改正細則は1998年8月22日より発効する。
7. この改正細則は2000年9月16日より発効する。
8. この改正細則は2006年8月25日より発効する。
9. この改正細則は2008年8月31日から発効する。
10. この改正細則は2013年8月23日から発効する。
11. この改正細則は2017年8月25日から発効する。
12. この改正細則は2021年8月20日から発効する。